

## 伊予市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）（案）について

### 【趣旨】

「伊予市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」は法に定められた3つの計画（地方公共団体実行計画（区域施策編）、地方公共団体実行計画（事務事業編）及び地域気候変動適応計画）を内包し、市の気候変動対策を一体的に推進することを目的として策定されるものです。

### 【概要】

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項で策定が求められる、市民や市内事業者等を含む市域における温室効果ガス削減計画及び第21条第1項で策定が求められる、市の事務事業における温室効果ガス削減計画、気候変動適応法第12条で策定が求められる、市全体における気候変動の影響への適応を推進するための計画を一本化した新たな計画です。

本計画の期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とし、本市の「総合計画」や「環境基本計画」等、並びに国の「地球温暖化対策計画」、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（以下「政府実行計画」という。）」及び「気候変動適応計画」等との整合を図ります。